

職員の懲戒処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いました。

記

被 処 分 者	(1) 氏 名 (2) 役 職 美術館総務課担当課長補佐 (3) 年齢・性別 52歳・男性 (4) 職位・職種 課長補佐・事務
処 分 日	令和2年4月1日
処 分 内 容	懲戒免職
事 案 概 要	被処分者は、本市職員による事情聴取において、以下の事実を認めた。 ① 被処分者は、令和元年12月6日に免許停止処分（90日）を受けていた中、令和2年1月29日に普通乗用車を運転するなどの道路交通法違反（無免許運転及び信号無視）を行った。 これにも関わらず、さらに、同月31日午前4時15分頃、京都市左京区岡崎法勝寺町の市道において普通乗用車を運転したため、道路交通法違反（無免許運転）の容疑で逮捕された。 ② 被処分者は、平成29年7月29日に道路交通法違反（酒気帯び運転）を行っていた。

（参考）美術館における労働時間管理に係る管理監督責任について

被処分者の逮捕に伴い明らかとなった、美術館における労働時間管理に係る課題については、美術館における被処分者の直属の上司3名に対して、嚴重文書訓戒処分を行ったほか、文化市民局長等に対しても、文書嚴重注意処分を行いました。（いずれも令和2年4月30日付けのけん責処分として）

※ なお、上記けん責処分は、懲戒処分事案（公務外非行事案）に係る管理監督責任を問うものではありません。